

第七十二号議案

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例

東京都葬儀所条例（昭和二十一年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「六万一千円」を「五万九千六百円」に、「七万三千二百円」を「七万一千五百二十円」に、「八千三百十円」を「八千四百十円」に、「九千九百七十円」を「九千七百六十円」に、「一万六百元」を「一万二百円」に、「一万二千七百二十円」を「一万二千二百四十円」に改める。

別表第二中「七十六万九千円」を「八十八万円」に、「九十二万二千八百円」を「百五万六千円」に、「十九万七千円」を「二十三万一千円」に、「二十三万六千四百円」を「二十七万七千二百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都葬儀所条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料及び利用料金の上限額を改定する必要がある。